

# V 担い手育成

当所では創立当初から試験研究とともに、技術講習会、茶業研究報告会等の開催及び茶業技術研修生の受け入れを行っており、最近では、宇治茶アカデミーの開催及び宇治茶実践型学舎生の受け入れなどを通じて、茶の扱い手育成を行ってきた。

## 1 技術講習会

大正 14~昭和 9 年にかけての茶業講習は、「機械製茶法講習会」の名称のもとに、茶業の指導に当たっている技術員及び町村農会技術員を対象に、茶業の改善と合理的機械製茶の普及を図ることを目的に当所で開催した。その講習は「製造実習」と「学科講習」に分け、前者は夏期に、後者は冬期にそれぞれ約 1 週間行われ、両方の講習を受講した場合には習得証書を授与し、学科のみの場合は聴講生の扱いで、聴講証を授与した。講習の内容は、製造実習では製茶機械の取扱い法、製茶実習、民間の製茶工場見学、茶審査法実習などを行った。学科講習は茶樹栽培法、茶業経営法、機械、電気、原動機、化学などの講義を当所職員のほか、京都大学等の専門家の協力を得て実施した。

開催日数の短縮、綾部など当所以外の場所での開催もあったが、昭和 10 年代半ばまでは、「茶業講習会」の名称で、前記とほぼ同様の講習会を実施した。しかし、第二次世界大戦突入により、茶の生産は衰退し、こうした当所の対外的な活動も少なくなった。

戦後においては受講者数や対象者が広範囲になり、昭和 22~24 年にかけ茶業者を対象にした体系的な「茶業講習会」を復活した。

その他、毎年、年度末に茶業研究所研究報告会を開催している。

さらに、平成 26 年度から毎年、若手の府内茶生産者、流通業者等を対象に、経営力や発信力の向上、交流・連携の場づくりのため、茶を取り巻く諸問題、生産技術、経営技術、販売技術について学ぶ「宇治茶アカデミー」を京都府茶業会議所と共に年 4~5 回程度開催しており、毎年、約 30 名の受講者を受け入れている。

また、伝統的な宇治茶手揉み製法を継承・保存するため、昭和 45 年宇治茶製法手揉み工場を敷地内に設置し毎年手揉み研修会の開催に協力している。

## 2 担い手育成

扱い手育成については、創立間もない大正 14 年 5 月 1 日付け府告示第 205 号をもって「茶業練習生採用規程」が定められた。この制度は当時、茶業が漸次手作業から機械化するに及んで、茶業に関する特殊の技能と相当の知識を有する技術員の養成を目的として発足したものである。規程では、練習生は年齢 30 才未満で甲種農学校卒業又はこれと同程度の学力を有する者を採用して、1 年間茶業に関する学科及び実習を課し、修了後 3 年間は原則として管内郡市町村等の茶業技術員として勤務することを義務づけるものであった。

この制度により毎年 2 名程度の茶業練習生を受け入れたが、昭和 10 年代の後半には戦争で一時中断したことがあった。戦後はすぐに復活し、30 年前後には多くの練習生を受け入れ、修了生は茶業技術者・後継者として活躍されている。なお、この頃から練習生の呼称が茶業技術練習生になっている。

その後、昭和 56 年 5 月 26 日付け府告示第 396 号で「農林水産技術研修規程」として、府農業試験研究機関の研修規程が一体的に整備され、以後、この規程に基づいて毎年、「茶業技術研修生募集要領」を定め、茶業を営むもの及びその経営を志す者に絞り、研修を行っている。近年では、毎年 2~3 名の研修生が茶の栽培、製造、流通など茶業全般にわたって、その技術の修得に励んでいる。発足以来令和 7 年までに 204 名が修了し、茶産地の中核的な生産者として、また、茶問屋の後継者として、修了後も互いに交流し、活躍している。

また、茶生産者の後継者不足を反映し、令和元年度から新規参入を促進するため、府内に限らず積極的に府内茶業への新規就農者を養成する「宇治茶実践型学舎」を始めた。現在のところ就農対象地域は南山城村のみであるが、現地役場、農協、普及センターと協力して茶業経営に必要な茶園管理、製茶加工に関する基礎的な知識や技術の研修と、就農地で先進茶生産者の元での実地研修を組み合わせたカリキュラムにより、原則 2 年間で技術や経営能力を身につけることができる研修制度を始めた。これまでに 2 人が新規就農するなど、茶産地の維持活性化に寄与している。